

第7回山都町農業委員会  
総会議事録

令和7年10月10日

令和7年度第7回 山都町農業委員会総会

日 時 令和7年10月10日（金）午後2時00分開会

場 所 清和支所（旧議場）

招集者 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

議事日程 第1 会議録署名委員の指名 3番 佐藤 委員・19番 西田 委員

第2

報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第12号 農地の賃貸借の合意解約について

議案第29号 農地法第3条による許可申請について 6件

議案第30号 農地法第4条による許可申請について 1件

議案第31号 農地法第5条による許可申請について 3件

議案第32号 令和7年度第7号農用地利用集積等促進計画について

議案第33号 令和7年度第7号農用地利用集積等促進計画について  
(所有権移転)

議案第34号 農地法第2条第1項による農地に該当するか否かの判断について

出席委員

【16名】

、門岡 和美、佐藤 幸代、後藤 康喜、芹口 昭浩、  
飯星 房雄、玉目 秀二、小崎 芳雄、興梠 辰也、菊池 吉之、  
本田 惠藏、 、 高森 正、 下山 久義、松川 陽一、  
下田 孝文、木村 幸則、 、西田 毅

欠席委員

【3名】

山本 勝洋、山下 照、西山 常雄

松本文孝、興梠宏幸、藤山真悟、下田理佐

出席職員

【4名】

欠席職員

【0名】

事務局長 皆さん、こんにちは、  
《 前段の挨拶及び報告》  
本日の委員出席は、16名です。  
山都町農業委員会会議規則第7条の規定の過半数を超えており、本委員会は成立します。なお、事務局は4名の出席です。

それでは、会議を始めます。開会を 門岡職務代理者にお願いします。

職務代理 皆さん、こんにちは、《 前段の挨拶。》  
それでは、令和7年度第7回山都町農業委員会の総会を始めます。

事務局長 続きまして、門岡職務代理者よりご挨拶をお願いいたします。

職務代理者 《 職務代理者より挨拶を述べる 》  
挨拶

事務局長 これから議事に入ります。会議規則第4条により議事進行を門岡職務代理者に  
お願いします。

職務代理（以 それでは、日程第1、会議録署名委員の指名です。  
下「議長」） 本日は、3番 佐藤 委員・ 19番 西田 委員 宜しく申し上げます。

議長 日程第2、議案の審議に入ります。  
報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
下記記載の農地について、農地法第3条の3第1項の規定による届出があつたので報告する。

令和7年10月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

事務局から説明をお願いいたします。

事務局 報告第11号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明いた  
します。  
今回は2件の届け出があつており、いずれも相続によるものです。  
詳細は、議案書のとおりです。  
以上、報告いたします

議長

はい、説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》

はい、質疑はないようでございますので、報告を終わります。

続きまして、

報告第12号 農地の賃貸借権の合意解約について

下記記載の農地について、農地の賃貸借権の合意解約があったので報告する。

令和7年10月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

事務局から説明をお願いいたします。

事務局

報告第12号について説明致します。

今回、賃貸借権の合意解約について3件提出があり、

いずれも農地中間管理事業に係る集積計画および配分計画の一括解約となります。

解約事由については、議案書にてご確認ください。

以上です。

議長

はい、説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》

はい、質疑はないようでございますので、報告を終わります。

続きまして、

議案第29号 農地法第3条による許可申請について

下記記載の農地について、農地法第3条第1項の規定に基づき許可申請があったので、許可の決定について承認を求めます。

令和7年10月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

それでは、1番の説明をして頂きます。

1番の説明を 15番 松川 委員お願いします。

松川委員

1番の説明をします。

使用貸借権設定の案件です。

借受人は農業を営む個人で、山都町・・・地区の畑合計・・・㎡の10年間の

松川委員 使用貸借権設定の案件です。  
判断の理由  
借受人の主な経営はトマトです。  
以前から貸付人は申請地について借受人と、貸借権を設定していました。  
貸付人は申請地について借受人と相談し、双方の間で10年間の使用貸借権設定の話が決まったため申請されました。  
申請地は引き続き借受人がトマトを耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。以下表記の通りです。  
以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長 はい、1番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。  
《 質疑なしの声あり 》  
はい、質疑はないようでございます。  
異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして2番の説明を1番 門岡 委員お願いします。

門岡委員 2番の説明をします。  
賃借権設定の案件です。  
借受人は農業を営む個人で、山都町・・・地区の畑合計・・・㎡の1年間の賃借権設定の案件です。  
判断の理由  
借受人の主な経営はトマト・コマツナ・ピーマンです。  
以前から貸付人は申請地について借受人と、賃貸借権を設定していました。  
貸付人は申請地について借受人と相談し、双方の間で1年間の賃借権設定の話が決まったため申請されました。  
申請地は引き続き借受人がピーマンを耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。以下表記の通りです。  
以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長 はい、2番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。  
《 質疑なしの声あり 》  
はい、質疑はないようでございます。  
異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

議長 続きまして3番の説明を1番 門岡 委員お願いします。

門岡委員 3番の説明をします。  
所有権移転の案件です。  
譲受人は農業を営む個人で、山都町・・・地区の畑合計・・・㎡の売買による所有権移転の案件です。  
判断の理由  
譲受人の主な経営は水稻・ピーマン・牧草です。  
譲渡人は町外に居住しているため農地の管理が困難となり農業経営を縮小する意向がありました。申請地について譲受人と相談し、双方の間で売買による所有権移転の話が決まったため申請されました。  
申請地は今後譲受人がピーマンを耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。以下表記の通りです。  
以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長 はい、3番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。  
《 質疑なしの声あり 》  
はい、質疑はないようでございます。  
異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして4番の説明を17番 木村 委員お願いします。

木村委員 4番の説明をします。  
使用貸借権設定の案件です。  
借受人は農業を営む個人で、山都町・・・地区の田合計・・・㎡の20年間の使用貸借権設定の案件です。  
判断の理由  
借受人の主な経営は水稻です。  
以前から貸付人は申請地について借受人と、賃貸借権を設定していました。  
貸付人は申請地について借受人と相談し、双方の間で20年間の使用貸借権設定の話が決まったため申請されました。  
申請地は引き続き借受人が水稻を耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。以下表記の通りです。  
以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長 はい、4番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。  
《 質疑なしの声あり 》  
はい、質疑はないようでございます。  
異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして5番の説明を14番 下山 委員お願いします。

下山委員 5番の説明をします。  
所有権移転の案件です。  
譲受人は農業を営む個人で、山都町・・・地区の田合計・・・㎡の売買による所有権移転の案件です。  
判断の理由  
譲受人の主な経営は水稻・野菜です。  
譲渡人は町外に居住しているため農地の管理が困難となり農業経営を縮小する意向がありました。申請地について譲受人と相談し、双方の間で売買による所有権移転の話が決まったため申請されました。  
申請地は今後譲受人が水稻を耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。以下表記の通りです。  
以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長 はい、5番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。  
《 質疑なしの声あり 》  
はい、質疑はないようでございます。  
異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして6番の説明を11番 本田 委員お願いします。

本田委員 6番の説明をします。  
賃借権設定の案件です。  
借受人は農業を営む個人で、山都町・・・地区の田合計・・・㎡の3年間の賃借権設定の案件です。  
判断の理由  
借受人の主な経営はレンコン・ほうれんそう・ピーマンです。  
以前から貸付人は申請地について借受人と、賃貸借権を設定していました。  
貸付人は申請地について借受人と相談し、双方の間で3年間の賃借権設定の話

本田委員 が決まったため申請されました。  
申請地は引き続き借受人がレンコンを耕作される予定で、農地を適切に管理・耕作され、効率的に利用されることが見込まれます。以下表記の通りです。以上のことから、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、申請は妥当であると考えます。

議長 はい、6番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。  
《 質疑なしの声あり 》  
はい、質疑はないようでございます。  
異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして、  
議案第30号 農地法第4条による許可申請について  
下記記載の農地について、農地法第4条第1項の規定に基づき許可申請があったので、許可の決定について承認を求めます。

令和7年10月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

それでは、1番の説明をして頂きます。  
1番の説明を 8番 小崎委員お願いします。

小崎委員 1番の転用案件の説明を致します。  
転用者は個人で、山都町・・・地区の畑・・・筆・・・㎡を山林に転用した案件です。  
現地はすでに植林された樹木が成長しており追認案件となります。  
平成7年3月に、農地法の理解の不足により植林を行ったため、深く反省する旨の始末書が提出されています。  
農地区分は、中山間地域の基盤整備等の対象となっていない10ha未満の農地であり、第2種農地と判断されます。  
別添の土地利用計画図もご覧ください。  
申請地は地形等生産条件が悪く、借り手もいなかった土地です。  
周囲を山林・原野等に囲まれ、農地として管理していくことが困難であり、荒廃防止のために止む無くスギを植林しています。  
申請地全面に対しスギを40本植林しています。植林の規模も山都町森林整備計画からの観点からも計画は妥当と思われます。  
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無については、隣接農地は存在しないため日照、通風・耕作等への影響はありません。

小崎委員 排水も雨水のみの自然浸透及び傾斜による排水を行います。  
区長からの同意書も提出されており問題はないと思われま  
す。  
以上、ご審議の方よろしくお願いたします。

議長 はい、1番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思  
います。  
《 質疑なしの声あり 》  
はい、質疑はないようございます。  
異議なしということで、申請どおり許可することに決定し  
ます。

続きまして、  
議案第31号 農地法第5条による許可申請について  
下記記載の農地について、農地法第5条第1項の規定に基づき許可申請があつ  
たので、許可の決定について承認を求める。

令和7年10月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

それでは、1番の説明をして頂きます。  
1番の説明を 3番 佐藤委員お願いします。

佐藤委員 1番の説明をします。  
農地転用に係る事業計画変更承認申請について説明致します。  
転用者は県外で建設業を営む法人で、山都町・・・地区の田・・・㎡へ令和  
6年1月26日付け熊本県指令央農普振第27号にて農地法第5条の一時転  
用許可を受けている工事車両駐車場に関して再度の事業期間の変更申請を行  
う案件です。  
農地区分は、中山間地域の基盤整備等の対象となっていない10ha未満の農  
地であり、第2種農地と判断されます。  
今回の申請による変更点は工事計画の変更に伴う工事期間の再延長です。  
許可期間についての変更ですが、  
当初の許可期間は許可日から令和7年6月30日でしたが、令和7年5月総会  
にて令和7年10月31日へ延長しております。今回の再延長により工事期間  
を2か月延長し令和7年12月31日までに変更します。  
なお、期間延長以外についての変更はなく、工事終了後原状回復がなされる予  
定です。  
排水について当初の一時転用のとおり雨水の自然浸透を行います。  
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無では、隣接する農地はありますが  
日照、通風・耕作等への影響はありません。

佐藤委員 以上、ご審議の方よろしくお願ひいたします。

議長 はい、1番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。  
《 質疑なしの声あり 》  
はい、質疑はないようでございます。  
異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして2番の説明を9番 興柁 委員お願ひします。

興柁委員 2番の転用案件の説明を致します。  
転用者は町外の太陽光発電事業を含む多種目の事業を行う法人で、  
山都町・・・の畑・・・筆・・・㎡を太陽光発電施設に転用し、地上権を設定する案件です。  
農地区分は、中山間地域の基盤整備等の対象となっていない10ha未満の農地であり、第2種農地と判断されます。  
申請地は、全面に栗が栽培されています。  
土地所有者は後継者がおらず、今後の土地の有効利用を考えていたところ、太陽光発電用地を求めている転用者法人との間で利害の一致となったため今回の申請に至りました。  
別添の土地利用計画図兼排水計画図をご覧ください。  
事業計画は敷地面積全体の・・・㎡に隣接雑種地・・・㎡を加えた、合計・・・㎡を転用します。  
パネル設置面積：・・・㎡  
法面・進入路その他面積：・・・㎡  
の配置となっています。  
太陽光パネルを・・・枚、合計出力・・・キロワットの同パネルを設置します。  
九州電力との契約発電設備出力は・・・キロワットとなっており、計画は妥当と思われます。  
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無では、隣接農地は存在しますが、日照、通風・耕作等への影響はありません。  
排水は雨水の自然浸透のみで、地区の同意も得ており、問題はないと思われます。  
以上、ご審議の方よろしくお願ひいたします。

議長 はい、2番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。  
はい、17番 木村委員

木村委員 申請される農地の横にも太陽光パネルはありますか。

事務局 はい。あります

木村委員 その太陽光パネルは同じ会社の物ですか。

事務局 当該地の横に設置してある太陽光パネルについては平成28年頃転用許可が下りたもので、事業者は別の事業者です。

木村委員 先程の説明で後継者は居ないということで所有者は高齢の方かと思われませんが、ちゃんと家族の方と話し合われたのでしょうか。

事務局 土地所有者の方は高齢という訳ではないのですが、後継者の方はいらっしゃいますが農業をされないと聞いています。

議長 よろしいでしょうか。

木村委員 はい。

議長 他に質疑ございませんか。  
はい、11番 本田委員

本田委員 この太陽光パネルの設置面積とその他の面積について細かいところまで（少数点第6位）表記してありますが、どういうことでしょうか。

事務局 事業計画書上、この数字が表記してあり、太陽光パネル1枚単位の面積を・・・枚並べた面積と台の部分の面積を加えたところの数値です。

議長 よろしいでしょうか。

本田委員 はい。

議長 他に質疑ございませんか。  
《 質疑なしの声あり 》  
はい、質疑はないようでございます。  
異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。

続きまして3番の説明を9番 興梠 委員お願いします。

興梠委員

3番の転用案件の説明を致します。

転用者は町外の太陽光発電事業を含む多種目の事業を行う法人で、山都町・・・の畑・・・筆・・・㎡に通行地役権を設定する案件です。農地区分は、中山間地域の基盤整備等の対象となっていない10ha未満の農地であり、第2種農地と判断されます。

申請地は、土地の借り手がおらず不耕作の状況です。

土地所有者は後継者がおらず、今後の土地の有効利用を考えていたところ北方に隣接する農地において太陽光発電事業への農地転用が予定されており、その整備・管理のため同地を通行するために今回の申請に至りました。

別添の地役権図面をご覧ください。

事業計画は敷地面積全体の・・・㎡に対し地役権を設定するものになります。あくまで権利の設定のみとなり舗装や造成等は行わず現状のまま使用する形となります。

周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無では、隣接農地は存在しますが、日照、通風・耕作等への影響はありません。

排水は雨水の自然浸透のみで、地区の同意も得ており、問題はないと思われま

す。  
以上、ご審議の方よろしくお願いいたします。

議長

はい、3番の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。

事務局

事務局より補足します。

本件はあまり議案に上がることのない地役権設定案件となりますので地役権について事務局より説明いたします。

地役権とは民法第280条に規定される権利であり、設定行為で定めた目的に従い、他人の土地を自己の土地の便益に供する権利であります。

承役地は「利用される側の土地」で、要役地は「利用する側の土地」です。

なお、地役権を行使するためには当事者同士で合意したことを証明する「地役権設定契約」を結んだ後、地役権の登記が必要です。

本案件については当該土地を通行して要役地へ向かう必要があることから通行地役権にあたります。

農業委員会に係る事項として、地役権を設定する登記を行う場合は土地の売買や転用と同じく農業委員会からの許可が必要です。

通行地役権の場合、行先となる要役地が農地の場合は農地法第3条許可、要役地が非農地の場合は農地法第5条許可となります。

よって本件は先ほどの案件にて許可相当の判断がなされた太陽光発電施設用地を要役地とすることから農地法第5条による案件となります。

説明については以上です。

議長 はい、事務局の説明が終わりました。質疑に入りたいと思います。  
10番 菊池 委員

菊池委員 地役権の要役地として使う場合は売買ではなくて、事業者の土地になるのですか。

事務局 所有権移転ではなく、当該地へ通らせてもらう権利と思って頂いて良いです。

議長 よろしいでしょうか。

菊池委員 はい。

議長 他に質疑ございませんか。  
はい、17番 木村 委員

木村委員 以前の太陽光パネルの設置の案件と今回の案件は違うのでしょうか。

事務局 令和5年8月に太陽光パネルの設置の案件がありましたが、申請された後に取り消しがあった案件です。当時の案件は申請地が現況としては地目が道路の部分を通行する案件となっていたのですが、実際は地目が農地（畑）の一部と判り、農業委員会総会で審議する必要がありました。  
今回も同じように畑の一部を通行して要役地に向かう事になりますので、5条の案件となります。

議長 よろしいでしょうか。

木村委員 わかりました。

議長 他に質疑ございませんか。  
はい、13番 高森 委員

高森委員 土地の所有者は同じ方ですか。所有者は事業者に対して太陽光パネルを設置する地上権を売買して料金をもらうということですか。通行する土地も料金が発生するのでしょうか。

事務局 所有権移転ではありません。各権利を設定することで、売買ではなく土地を借りている状態になります。

高森委員 申請3番は通行することで料金が発生するのですか。

事務局 はいそうです。

高森委員 所有者は太陽光パネルの設置の地上権と通行する土地の2か所の賃借料を受け取ることになるのですか。

事務局 はいそうです。土地として利用目的が別になるので、2件それぞれ賃借料を受け取ることになります。

高森委員 横にある太陽光パネルの所有者は同じ方ですか。

事務局 はいそうです。因みに横にある太陽光パネルの土地は公道に面しているので通行権の設定は不要です。

議長 よろしいでしょうか。

高森委員 はい。

議長 他に質疑ございませんか。  
はい、19番 西田 委員

西田委員 申請2番と3番は申請する目的が違うので別案件となるということですか。

事務局 はいそうです。

議長 事務局に確認です。どちらも別個許可が必要となる案件でよろしいでしょうか。

事務局 はい、別々に許可が必要となる案件です。

西田委員 わかりました。

議長 皆様よろしいでしょうか。他に質疑はございませんか。  
《 質疑なしの声あり 》  
はい、質疑はないようでございます。  
異議なしということで、申請どおり許可することに決定します。  
続きまして、

議長

議案第32号 令和7年度第7号農用地利用集積等促進計画について  
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき別紙について意見を求める。

令和7年10月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第32号について説明致します。

熊本県農業公社を通した農地の貸し借りについての案件です。  
今回2件上がっております。

申請番号1です。

山都町・・・の田、・・・筆、・・・㎡、

農地の出し手から農業公社および受け手に10年間の貸借権設定の新規案件  
になります。

受け手の経営作物は水稻です。

申請番号2については、

現在契約している受け手が亡くなられたため、後継者へ受け手を変更する利用  
権移転の案件です。この場合、賃借料や契約の終期は、現在の契約内容を引き  
継ぐ形となります。

申請番号2です。

山都町・・・の田、・・・筆、・・・㎡、

農業公社から受け手に9カ月の貸借権設定の利用権移転の案件になります。  
以上です。

議長

はい、ただいま事務局より説明がありました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》

はい、質疑はないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第32号について、賛成の方は挙手  
をお願いします。

(全員挙手)

はい、全員賛成です。

よって、議案第32号 令和7年度第7号農用地利用集積等促進計画につい  
て、令和7年10月10日に許可を決定致します。

議長

続きます

議案第33号 令和7年度第7号農用地利用集積等促進計画について  
(所有権移転)

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき別紙について意見を求める。  
令和7年10月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第33号について説明します。

農地中間管理機構である熊本県農業公社を通じた売買による所有権移転関係  
です。

今回1件上がっております。

申請番号1です。

山都町・・・の田、・・・筆、・・・㎡、農地中間管理機構の特例事業による熊本  
県農業公社の買入案件になります。

譲渡人は高齢のため農業経営は行っておらず、今後も農地を管理していくこと  
が困難なため申請されました。

譲受人も決まっているため、今後の総会において、譲受人への売渡案件が議案  
に掛けられる予定です。

以上です。

議長

はい、ただいま事務局より説明がありました。質疑に入りたいと思います。

《 質疑なしの声あり 》

はい、質疑はないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第33号について、賛成の方は挙手  
をお願いします。

(全員挙手)

はい、全員賛成です。

よって、議案第33号 令和7年度第7号農用地利用集積等促進計画  
(所有権移転) について、

令和7年10月10日に許可を決定致します。

議長

続きます

議案第34号 農地法第2条第1項による農地に該当するか否かの判断につ  
いて、下記記載の農地について、農地法第2条第1項の規定による農地に該当

議長 するか否かの判断を求めます。

令和7年10月10日提出 山都町農業委員会会長 山本 勝洋

事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第34号 農地法第2条第1項による農地に該当するか否かの判断について説明いたします。  
総会資料をご覧ください。併せて、別添の写真もご覧ください。  
今回、非農地であると判断した農地については、田2筆、畑3筆の計5筆、  
・・・㎡の農地で、農業委員及び推進委員の方に現地確認を行っていただき、  
農地への復旧困難や復旧しても継続的に利用されないと見込まれる農地について、  
判断したものになります。  
議案第34号についての説明は以上です。

議長 はい、ただいま事務局より説明がありました。質疑に入りたいと思います。  
16番 下田 委員

下田委員 2番の案件は宅地ですか。

事務局 はいそうです。

下田委員 荒れているというか現地確認写真を見る限り農地には出来ないのでしょうか。

事務局 写真に写っていない場所なのですが、土地の隣にアパートがありその敷地と直結しており登記地目は畑ですが、もう何年も耕作されておらずご家族も県外在住の為荒廃しており、継続的に利用されないと見込まれる農地で現況地目は山林原野と判断されます。

下田委員 農地にはされないということですか。

事務局 はい。農地にはされません

下田委員 結構な広さがあるが、貸付やその他農地の計画等されていないのですか。

事務局 はい。農地計画等は聞いていません。

議長 よろしいでしょうか。

下田委員 はい。

議長 他に質疑ございませんか。  
《 質疑なしの声あり 》  
はい、質疑はないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第34号について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、全員賛成です。

議案第34号の農地について、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断については、異議なしということで、記載されているとおりであると判断します。

以上で、議案はすべて終わりました。  
進行を事務局にお返しします。

事務局 審議が終わりましたので、閉会を佐藤 副会長にお願いいたします。

佐藤副会長 皆様、大変お疲れさまでした。  
報告及び議案につきまして慎重審議頂きありがとうございました。  
これをもちまして、令和7年度第7回山都町農業委員会総会を閉会いたします。

この議事録は、書記が記録したものであるが、その内容に相違がないことを証し、ここに署名する。

山都町農業委員会会長 .....

3 番 佐藤 委員 .....

1 9 番 西田 委員 .....